

平成29年2月13日

八戸市地域公共交通会議
会長 武山泰様



南部バス株式会社
代表取締役 佐藤 力



再生手続き開始と事業譲渡について

拝啓 平素は格別のお引き立てを頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成28年11月28日付にて東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申立てをし、裁判所及び監督委員のご指導・監督のもと、事業再建に銳意努力をして参りましたが、平成28年12月28日付にて株式会社みちのりホールディングス傘下の岩手県北自動車株式会社（以下「岩手県北自動車」といいます）との間で当社が営む全事業を対象として、民事再生法に規定する裁判所の許可が得られること等を条件として、事業譲渡契約（以下「本事業譲渡契約」といいます）を締結致しました。

今後は、民事再生法に規定する裁判所の許可を得て、本事業譲渡契約に規定する前提条件の成就後、平成29年2月28日を目途に、本事業譲渡契約を実行する予定です（但し、ずれ込むことも想定されます）。

本事業譲渡契約は、当社が営む全事業を岩手県北自動車にて承継することとなりますので、八戸市地域公共交通会議のご承認をいただいて運行している路線・系統・運賃等も現状通り岩手県北自動車にて継続していただくことが前提となります。

つきましては、本事業譲渡契約実行後、上記の通り当社運行の路線・系統・運賃等が岩手県北自動車にて継続されることについて、ご同意頂けますようお願い申し上げます。

敬具

平成29年2月 日

南部バス株式会社
代表取締役 佐藤 力 宛

同意書

八戸市地域公共交通会議は、事業譲渡契約に規定する前提条件が成就した場合、貴社が事業譲渡の実行により、これまで貴社へ当会議が承認し運行している路線・系統・運賃等が、現状通り岩手県北自動車にて継続運行されることについて同意します。

八戸市地域公共交通会議

会長 武山泰印